

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成20年1月17日作成)

法令名	北海道情報公開条例
根拠条項	第9条
許認可等の種類	公文書の開示請求
法令の定め	第9条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。
審査基準	条例の定めによる。
標準処理期間	総期間 14日 () 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	企業局総務課総務企画グループ (電話番号：011-231-4111内線32-721)
申請先	企業局総務課総務企画グループ (電話番号：011-231-4111内線32-721)
問い合わせ先	企業局総務課総務企画グループ (電話番号：011-231-4111内線32-721)
備考	